

みどり市大間々町交流促進プラン策定業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、みどり市大間々町交流促進プラン策定業務に当たり、みどり市大間々町及びその周辺地域の現状及び課題を的確に把握し、地域資源を活かした交流・周遊の仕組みと、まちづくりの推進方針について最も優れた企画提案を行った事業者を受託候補者として選定するためのプロポーザルの実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

- (1) 業務名
みどり市大間々町交流促進プラン策定業務
- (2) 業務内容
別紙「みどり市大間々町交流促進プラン策定業務仕様書（案）」のとおり
- (3) 履行期間
契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務場所
みどり市大間々町及びその周辺地域
- (5) 提案上限額
11,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
※上記の上限額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すものであることに留意すること。

3. 実施スケジュール（予定）

実施スケジュールは次のとおりとする。

- (1) 公募開始の公告 令和8年6月22日（月）
- (2) 質疑の受付締切 令和8年7月10日（金）
- (3) 質疑への回答 令和8年7月15日（水）
- (4) 参加申込書の提出期限 令和8年7月21日（火）
- (5) 参加申込者へ通知 令和8年7月24日（金）
- (6) 企画提案書の提出期限 令和8年7月31日（金）
- (7) 審査委員会による審査 令和8年8月 6日（木）
- (8) 審査結果の通知 令和8年8月中旬
- (9) 契約予定日 令和8年8月中旬～下旬

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 過去5年間（令和3年度から令和7年度まで）に、官公庁により発注された計画の策定（改定を含む。）の実績を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、更生又は再生手続をしていないこと。
- (4) プロポーザル実施公表の日から受託候補者の特定の日まで、本市が定める入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (5) みどり市暴力団排除条例（平成24年みどり市条例第12号）第2条各号に規定する暴力団又は暴力団員等に該当しないこと。
- (6) 法人税、市税、消費税等を滞納していないこと。
- (7) その他法令に違反していないこと及び違反するおそれがないこと。

5. 質問及び回答

(1) 提出方法

質問書（様式第1号）に質問事項を簡潔にまとめ、電子メールにより事務局へ提出すること。

※メールの件名には、質問回数と事業者名が分かるように記入することとし、質問書提出後は必ず電話（閉庁日を除く9時から17時まで）により受信確認を行うこと。

(2) 提出期限

令和8年7月10日（金）午後5時まで

(3) 回答方法

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和8年7月15日（水）までにみどり市ホームページにて公表することとし、個別回答は行わないこととする。

6. 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する者は、次のとおり提出書類に必要事項を記入の上、事務局まで持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、閉庁日を除く9時から17時までに事務局へ直接提出すること。また、郵送の場合は、封筒に「プロポーザル参加申込書在中」の旨を記載し、書留郵便など配達記録が分かる方法により、提出期限までに事務局へ到達するように提出すること。

(1) 提出期限

令和8年7月21日(火)必着

(2) 提出書類(各1部提出)

ア 参加申込書(様式第2号)

イ 会社概要書(様式第3号)

ウ 業務実績書(様式第4号)

※業務実績書に記載した業務のテクリスの写し又は契約書及び仕様書の写しを添付すること。

エ 業務体制表(様式第5号)

(3) 参加申込者へ通知

参加申込の提出書類を事務局で確認し、企画提案書の提出の可否について、令和8年7月24日(金)までに書面にて通知するとともに、事務局から電話により連絡する。

7. 企画提案書の提出

企画提案書を提出する者は、次のとおり提出書類を作成し、事務局まで持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、閉庁日を除く9時から17時までに事務局へ直接提出すること。また、郵送の場合は、封筒に「企画提案書在中」の旨を記載し、書留郵便など配達記録が分かる方法により、提出期限までに事務局へ到達するように提出すること。

なお、提出部数は、正本各1部、副本各15部とし、CD-ROM等の電子媒体(PDFに変換したもの)を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年7月31日(金)必着

(2) 提出書類

企画提案書(様式第6号)に下記ア～ウを添付し提出すること。

ア 企画提案書(任意様式)

企画提案書は、仕様書(案)を参照の上、別表の審査基準に留意し作成すること。

イ 業務工程表(任意様式)

作業項目ごとに実施スケジュールが具体的に分かるように記載すること。

ウ 見積書(任意様式)

①具体的な積算内訳を記載すること。

②見積金額及び内訳金額は、消費税及び地方消費税を除いた額とすること。

(3) 作成上の留意点

- ア 原則、A4版、用紙縦使い、横書きとすること。
- イ 文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。
- ウ 企画提案書は、表紙、目次を除き、両面印刷とし、10ページ程度とすること。
- エ 企画提案書の印刷の色は、カラー、白黒を問わない。
- オ 企画提案書の下段余白中央にページごとにページ番号を付けること。
- カ 企画提案書の表紙には、タイトル「みどり市大間々町交流促進プラン策定業務」及び提出年月日を記載すること。
- キ 見積書には、会社名・会社印・代表者名・代表者印を記名押印すること。
- ク 企画提案書の各ページには、会社名、商標等企業名が特定できる情報は記入しないこと。

(4) その他

- ア 企画提案書は、1事業者につき1案とする。
- イ 提出期限後の企画提案書等の修正又は変更は、原則として認めない。
- ウ 提出期限までに企画提案書が事務局に到達しない場合は、失格とする。
- エ 2.(5)に記載の提案上限額を超える企画提案は、無効とする。
- オ 選定された企画提案書等は、個人情報及び見積額を除き公表することがある。

8. 受託候補者の選定方法

(1) 選定方法

- ア みどり市大間々町交流促進プラン策定業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）で、プロポーザル方式により、提出された企画提案書を審査して決定する。
- イ 審査は、プレゼンテーション及びヒアリングにより採点を行い、最も評価が高い者を受託候補者に決定する。
- ウ 最も高い評価点が同点の場合は、提案見積価格が低い事業者を優先受託候補者とする。なお、提案見積価格が同額である場合は、評価項目「業務実施方針」の合計点が高い事業者を優先受託候補者とする。
- エ その他、選定方法に定めのない事項については、審査委員会の協議により決定する。

(2) 審査委員

審査委員会は、みどり市関係部署の職員及び市内関係団体をもって組織する。
なお、審査日に委員の都合が合わない場合は、代理者の出席及び審査を可能とする。

(3) 審査基準

【別表】のとおり

(4) プレゼンテーション及びヒアリング

企画提案の内容確認や補足説明を受けるため、提案者によるプレゼンテーション及び審査委員会によるヒアリングを実施する。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開とする。

ア 実施日時 令和8年8月6日(木)

イ 実施場所 群馬県みどり市笠懸町鹿2952

みどり市役所 笠懸庁舎

※時間、場所等の詳細は、別途参加者に通知する。

ウ 実施概要

①プレゼンテーション(説明) 20分程度

②ヒアリング(審査委員会による質疑応答) 10分程度

③プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、受付順とする。

④プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、3名までとすること。

⑤プレゼンテーション及びヒアリングは、企画提案書に基づき実施し、パソコンを使用する場合は、企画提案者が持参し、プロジェクター及びスクリーンは、みどり市が用意する。

⑥参加事業者が多数の場合は、業務実績及び業務体制、提案見積額による事前審査を行い、プレゼンテーションを実施する事業者を限定する場合がある。

(5) 審査結果の発表及び通知

審査結果は、令和8年8月中旬に、プレゼンテーション及びヒアリングに参加した全ての企画提案者に電子メール及び文書により通知するとともに、みどり市ホームページで公表する。

なお、審査結果等についての異議申立ては、一切受け付けない。

また、審査結果の情報公開については、みどり市情報公開条例(平成18年みどり市条例第8号)に基づいて行うこととし、公開する部分は、情報公開請求者に係る評価項目ごとの評価点(合計)のみとする。

9. 契約の締結

(1) 契約は、受託候補者と契約内容について協議し、みどり市契約規則に基づき随意契約を締結する。なお、受託候補者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。

(2) 決定された企画提案書の内容は、特記仕様書として契約時に採用することを基本とするが、そのまま実施することを担保するものではなく、業務内容及び業務委託料について、発注者及び受注者で協議の上、提案上限額の範囲内で変更する場合がある。

(3) 仕様書(案)は、本業務において必要とされる想定項目を示したものであり、契約締結に当たっては、提案書等の内容の範囲内において、変更を行う場合がある。

(4) 本業務の契約は、みどり市の指示により業務内容の変更等が生じ、履行期間又は業務委託料の変更が必要になった場合に限り、変更することができる。

10. 遵守事項

参加者は、下記の事項を遵守しなければならない。参加者が、下記の事項に違反したとき、又は審査委員会が不適正な行為をしたと認めるときは、失格とする。

- (1) プロポーザル実施において、公平な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合しないこと。
- (2) 契約の履行に当たり、故意に粗雑にし、又は品質若しくは数量について不正の行為をしないこと。
- (3) 他の参加者に対し、直接又は間接に妨害しないこと。
- (4) みどり市契約規則及び関係法令等に違反しないこと。
- (5) 暴力団関係者を担当若しくは代理人として使用し、又は暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えないこと。
- (6) みどり市職員の指示に従うこと。

11. その他

(1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しない。本市は提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはしない。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、アイデアなどを使用した結果生じる責任は、受託者が負うものとする。

12. 事務担当

(1) 所在地

群馬県みどり市笠懸町阿左美1912-1（みどり市農林業センター）

(2) 担当窓口

みどり市産業観光部観光課 電子メール kanko@city.midori.gunma.jp
電話番号 0277-76-1270（直通）

審査基準

【別表】

評価項目		評価内容	配点 (最高点)	評価点	
業務実績・業務体制		過去5年間の業務実績が十分かつ本業務に適しているか。また、業務体制が本業務に適しているか。	20		
業務 実施 方針	現状把握	データ分析・推計手法	入込客数や観光消費額を正確に把握するための推計・分析手法が具体的に提案されているか。	20	
		課題の抽出	分析結果に基づき、大間々町及びその周辺地域の現状を的確に把握し、解決すべき課題が整理されているか。	20	
	プラン策定の方向性	ロードマップ	関連する事業を網羅・集約し、相乗効果を最大化するロードマップ構築の考え方が示されているか。	20	
		全体方針と個別施策	「全体方針」と「個別施策」のメリハリをつけた構成案や、実効性を高める工夫が提案されているか。	20	
	重点施策の深化	主要拠点の具体化	ながめ余興場、小平の里、リノベーションまちづくり等の主要拠点や主要施策を深く掘り下げた具体的な提案があるか。	20	
		現代的ニーズの反映	みどり市での実施により高い相乗効果が期待できる多様な現代のツーリズム要素をプラン内に効果的に位置づけているか。	20	
	策定体制・調整	全庁的な連携手法	関係課向け説明会や事業調査など、庁内連携を円滑に進めるための具体的な方法が示されているか。	15	
		合意形成・意見聴取	新規アンケートや効果的なヒアリング手法など、住民等の意向を反映する手法が妥当であるか。	15	
	プレゼンテーション		提案資料及びプレゼンテーションについて、分かりやすく説得力があるか。また、業務に対する取組意欲や熱意があったか。	10	
	提示見積額の妥当性		配点 × (最低提案見積額/見積額) ※小数点以下四捨五入	20	
配点合計			200		